

第3回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会議事概要

1 日時

令和元年9月9日（月）16:00～17:00

※会議に先立ち琵琶湖北湖周辺の現地視察を実施

2 場所

北ビワコホテルグラツィエ2階アリーナ（滋賀県長浜市港町4-17）

3 出席者

会議資料の出席者名簿のとおり

※共同幹事長として、環境省は水・大気環境局小野局長が台風15号により欠席。国土交通省は内田官房審議官が代理出席。また、水産庁は吉塚漁港漁場整備部長が台風15号により欠席。

4 議事概要

(1) 開会

(2) 幹事長挨拶

環境省水・大気環境局水環境課筒井課長及び国土交通省都市局内田官房審議官から挨拶。

(3) 議事

① 琵琶湖の保全及び再生の状況について

資料1、参考資料1、参考資料2により、滋賀県から説明。

② 琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況について

各資料により、主務省庁および滋賀県から説明。

資料2-1 国土交通省都市局：施策の実施状況の概要

資料2-2 環境省：琵琶湖保全再生等推進費等

資料2-3 国土交通省水管理・国土保全局：野洲川河口部ヨシ帯の再生

資料2-4 農林水産省：ニゴロブナ等の産卵・繁殖の場となるヨシ帯造成

資料2-5 文部科学省：文部科学省における環境教育の取組

資料2-6 滋賀県：水産資源の回復の取組、「やまの健康」推進プロジェクト等

③ 琵琶湖保全再生施策の推進に関する意見交換

（滋賀県）

- ・ 流域連携の取組として、県外では7月1日の「びわ湖の日」に関連して、京都市の琵琶湖疎水記念館において特別展示を開催した。また、琵琶湖に関する取組を発信するための鉄道吊り広告の掲示、下流府県市の学校での環境学習、京都府の京都環境フェスティバルへの出展や関西広域連合でのカワウ対策、京都市と大津市の連携による琵琶湖疎水通船復活の取組を実施した。

- ・ 新たな取組として、関係府県市の担当者レベルの会議を開催し、琵琶湖の課題等について情報交換、意見の共有などを実施した。
- ・ 県内では、環境学習船「うみのこ」に下流府県市の学校の方にも、県内の子ども達と同乗する機会を設け、体験航海を実施するほか、エコツーリズム協会と滋賀県の共催により、全国エコツーリズム学生シンポジウムを滋賀県内で開催し、近畿府県の14大学を含む全国各地の大学から研究者や学生に参加いただいた。その他、琵琶湖周辺での清掃活動やオオバナミズキンバイの駆除などで連携・協力をいただいている。
- ・ 琵琶湖淀川流域の一体感は重要であり、今後も皆様と一緒に取組を進めて参りたい。

(京都市)

- ・ 広報・啓発に関する取組として、琵琶湖疏水記念館では、開館から30年を迎えるに当たり、本年3月、小学生や観光客などが、楽しみながら学んでいただけるよう、展示や空間を刷新するリニューアルを行った。7月1日の「びわ湖の日」関連事業として、滋賀県に協力をいただき、琵琶湖の保全に係る取組などを紹介するパネルの展示やリーフレットの配架を実施した。
- ・ 観光に関する取組として、琵琶湖疏水通船の取組を実施し、昭和26年に運行停止となった疏水の舟運の復活に向けて、平成27年度以降、試行事業等を繰り返し、平成30年春から本格運用を開始した。昨年度に好評をいただいたことから現在、3隻目となる新たな船舶の建造も進めている。
- ・ 引き続き、水環境保全はもとより、産業、観光・文化などあらゆる視点から、琵琶湖の将来に向け、関係省庁の皆様や周辺自治体の皆様とともに、連携を図って参りたい。

④その他

(琵琶湖の保全及び再生に関する法律等のフォローアップについて)

- ・ 本法律の附則2項として、「法律の施行の日から5年以内に、法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする」という規定が置かれており、来年9月に法律施行から5年を経過することから、まずは、本法律の施行の状況を把握していく必要がある。
- ・ 法施行後の取組によって、琵琶湖の環境や生態系は改善されつつある一方で、水草の大量繁茂など、残された課題に対しては引き続き取組の推進が必要となっている。
- ・ このような法律の施行の状況に鑑み、今後取り組むべき琵琶湖の課題に適切に対応し、法律の目的を達成するため、現行の取組がうまくいっているのか、法施行後に新たな課題が生じていないか、といった視点により、これまで実施してきた施策ごとにフォローアップを実施し、引き続き、関係者で取組・連携を強化して参りたく、協力をお願いしたい。

(資料の公表について)

- ・ 資料1および参考資料3を琵琶湖保全再生法第23条に基づく公表資料として、後日国土交通省・環境省・滋賀県のホームページに掲載することについて予告。

(4)閉会

滋賀県西嶋副知事より挨拶

-以上-